

(仮称) 生きものつながる世田谷プラン

行動計画 素案

(平成 29 年度～平成 33 年度)

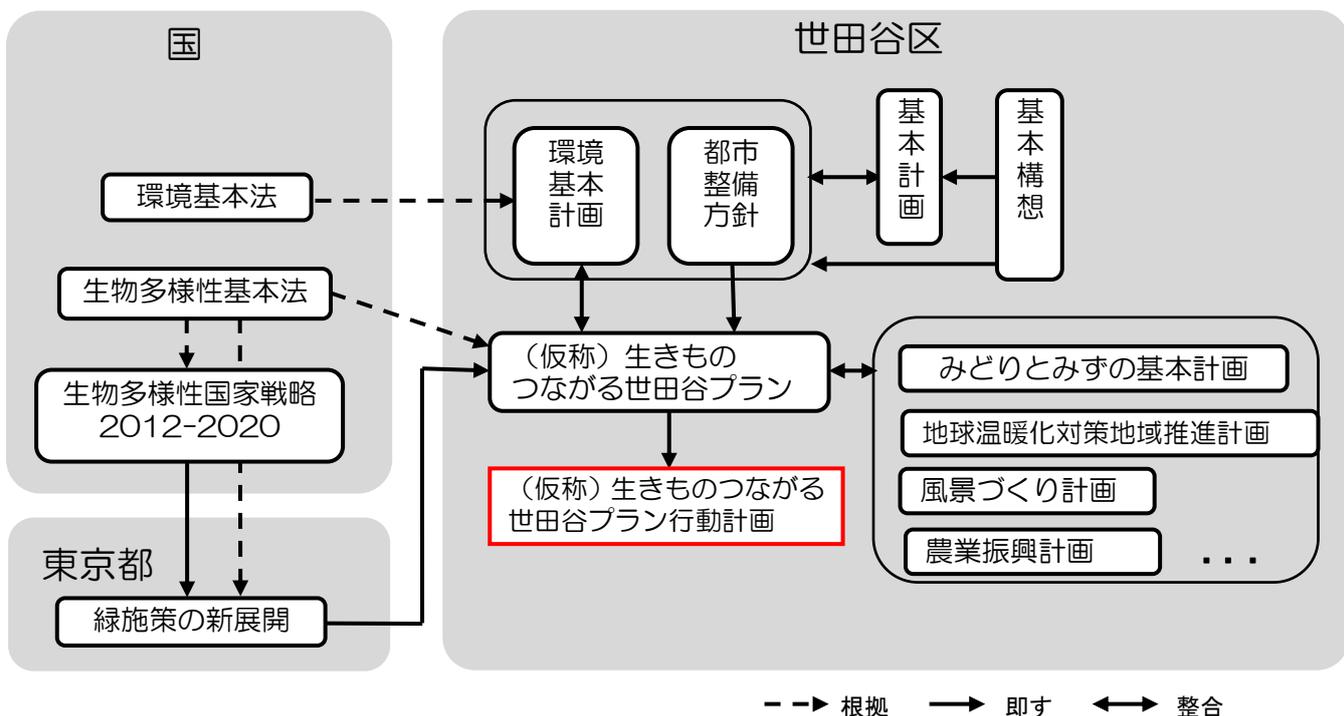
目次

1. (仮称) 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割	1
2. 個別の取り組み.....	2
(1) 取り組みの体系.....	2
(2) リーディングプロジェクト.....	3
(3) 取り組み.....	8

1. (仮称) 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割

(仮称) 生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」の第3条で示される基本原則に従い、同法第13条の「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」として策定したものです。生物多様性国家戦略や東京都の「緑施策の新展開」、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画等の関連計画と連携を図るとともに、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画が、このプランです。

(仮称) 生きものつながる世田谷プラン行動計画は、(仮称) 生きものつながる世田谷プランの目標を達成するための取り組み内容について、環境審議会の意見も聴きつつ区が策定し、区が取り組みの主体となって行動していくもので、所管課ごとに具体的な個別取り組み内容と、平成29年度を初年度とする5年間の年次計画を示したものです。



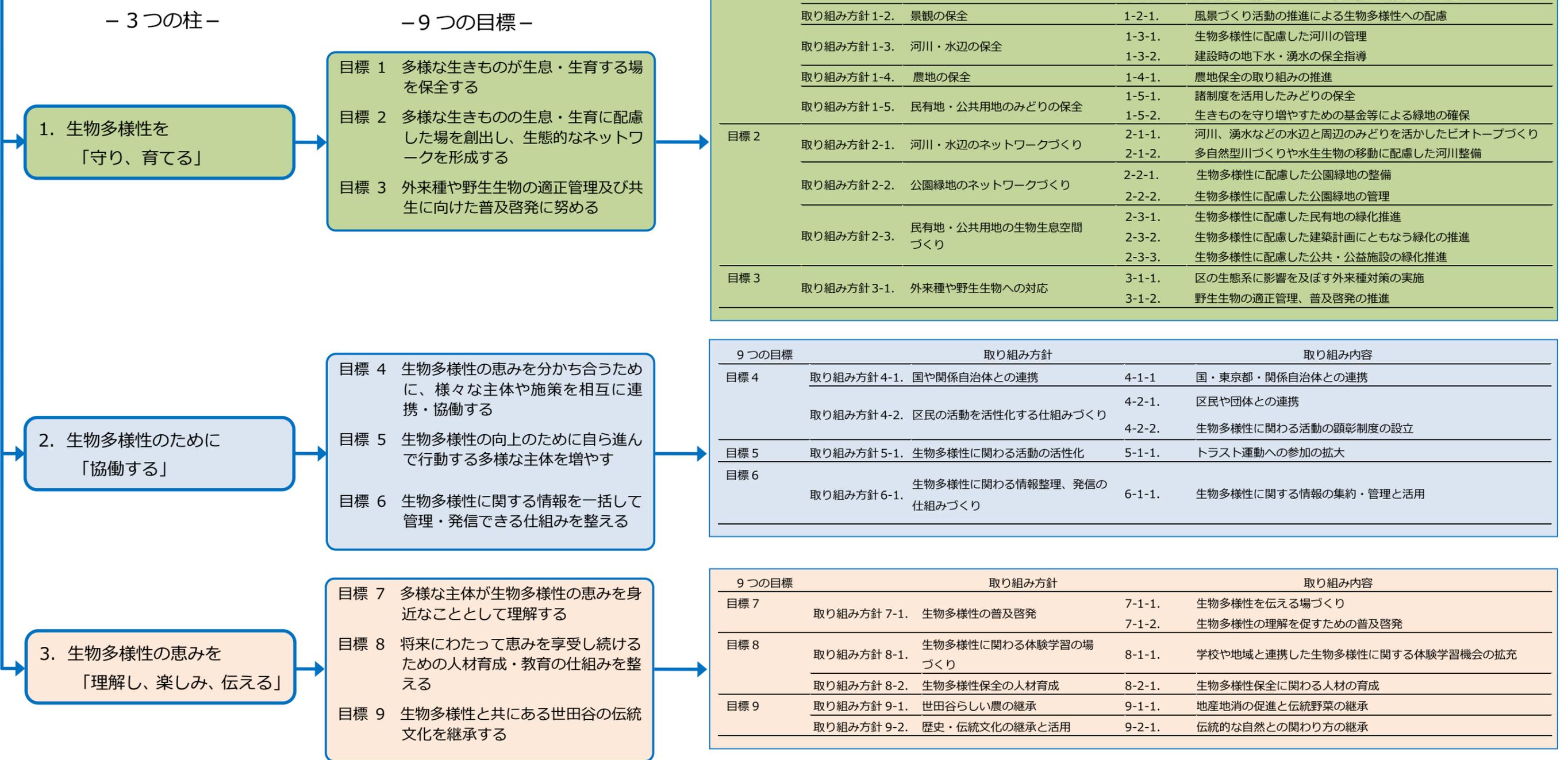
図● 生物多様性地域戦略と国・都の法律や計画との関係図

2. 個別の取り組み

(1) 取り組みの体系

将来像の実現に向かって、3つの柱ごとの9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけます。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民の協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。



(2) リーディングプロジェクト

将来像を実現するために、取り組み体系で示した個々の取り組みを進めます。

その上で、9つの目標を総合的かつ効果的に達成するために、「守り、育てる」「協働する」「理解し、楽しみ、伝える」の3つの柱ごとの取り組み方針を複数関連付け、先導的に進めていくプロジェクト事業を、リーディングプロジェクトとして立ち上げます。

		リーディングプロジェクト			
3つの柱		①生きもの 拠点づくり	②ちよこっと 空間づくり	③せたがやカレー	④せたがや 生きもの会議
1. 「守り、育てる」 生物多様性を	目標1～3	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワー クづくり 【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワー クづくり	【取り組み方針 2-3】 民有地・公共用地の 生物生息空間づくり	【取り組み方針 1-4】 農地の保全	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワー クづくり 【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワー クづくり
	目標4～6	【取り組み方針 4-1】 国や関係自治体との 連携	【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり 【取り組み方針 6-2】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり
	目標7～9	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発 【取り組み方針 8-1】 生物多様性に関わる 体験学習の場づくり	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発 【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発 【取り組み方針 9-1】 世田谷らしい農の継 承	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成

図● リーディングプロジェクトの考え方

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

《目的》

公園緑地等の拠点と拠点をつなぐためには、世田谷のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要です。自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボ等を観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。

《概要》

区民や商店街の参加により、個人宅の庭先やベランダ、商店街等で生きものが立ち寄る場をつくる工夫を進めることで、ちょこっとした生物生息空間を広げていきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

協働する

6-1 生物多様性に関わる情報整理、発信のしくみづくり

8-2 生物多様性保全の人材育成

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【生きもののモニター制度】

関係所管 みどり政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり	29年	生きもののモニター制度の実施	区民参加の生物調査の継続	生きもの検索システムの継続 (世田谷トラストビジターセンターとの連携)
	30年			
	31年			
	32年			
	33年			
	34年以降		生きものを紹介する資料の作成	

【ちょこっと空間づくり】

関係所管 みどり政策課 公園緑地課 (一財)世田谷トラストまちづくり 街づくり課	29年	植栽ガイドブックの改訂実施	シンボルツリー・生垣、屋上緑化等の助成制度の検討	生きものを呼ぶガーデニング講習会の継続	植栽種の検討
	30年	植栽ガイドブックの活用 (建築に伴う緑化の際に活用)	助成制度の実施		みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫実施
	31年				
	32年				
	33年				
	34年以降				

《ちょこっと空間づくりイメージ》

みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫



ちょこっと空間を利用して、生きものは移動します。

生きものモニター制度



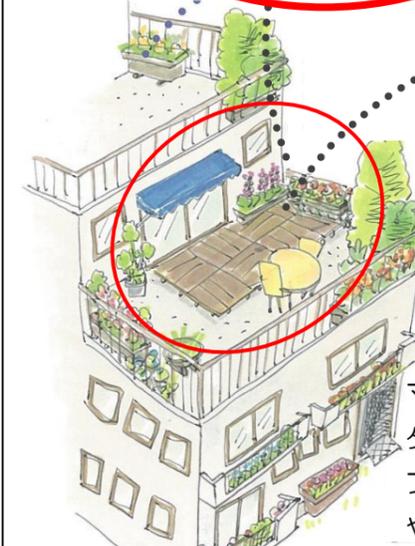
生きものを呼ぶ水鉢の設置など

野鳥のリースのえさ台

昆虫の卵の冬越し場づくり

植栽ガイドブックを活用した建物緑化

シンボルツリー・生垣、花壇造成、屋上緑化、壁面緑化の助成制度の推進



マンションやビルの外構、屋上、ベランダ、または商店街において、植栽ガイドブックを活用した生きものが好む植栽や在来種を使った植栽を行う。



絵：「生きものを楽しむガーデニング」より引用
(発行 (一財)世田谷トラストまちづくり)

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

《目的》

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。“せたがやそだち”の活用と農業・農地の情報発信を通じて、農業・農地に関する理解や生物多様性への関心の向上を目指します。

《概要》

区は、“せたがやそだち”の農産物をカレーづくりなどのイベントや学校給食で活用し、また区内農産物の生産支援を行います。区民は、せたがやそだちの野菜などを暮らしに取り入れ、また農業イベントに参加することで、地産池消と都市における農地が持つ多面的な機能の理解を進めます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

1-4 農地の保全

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

協働する

4-2 区民活動を活性化する仕組みづくり

9-1 世田谷らしい農の継承

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

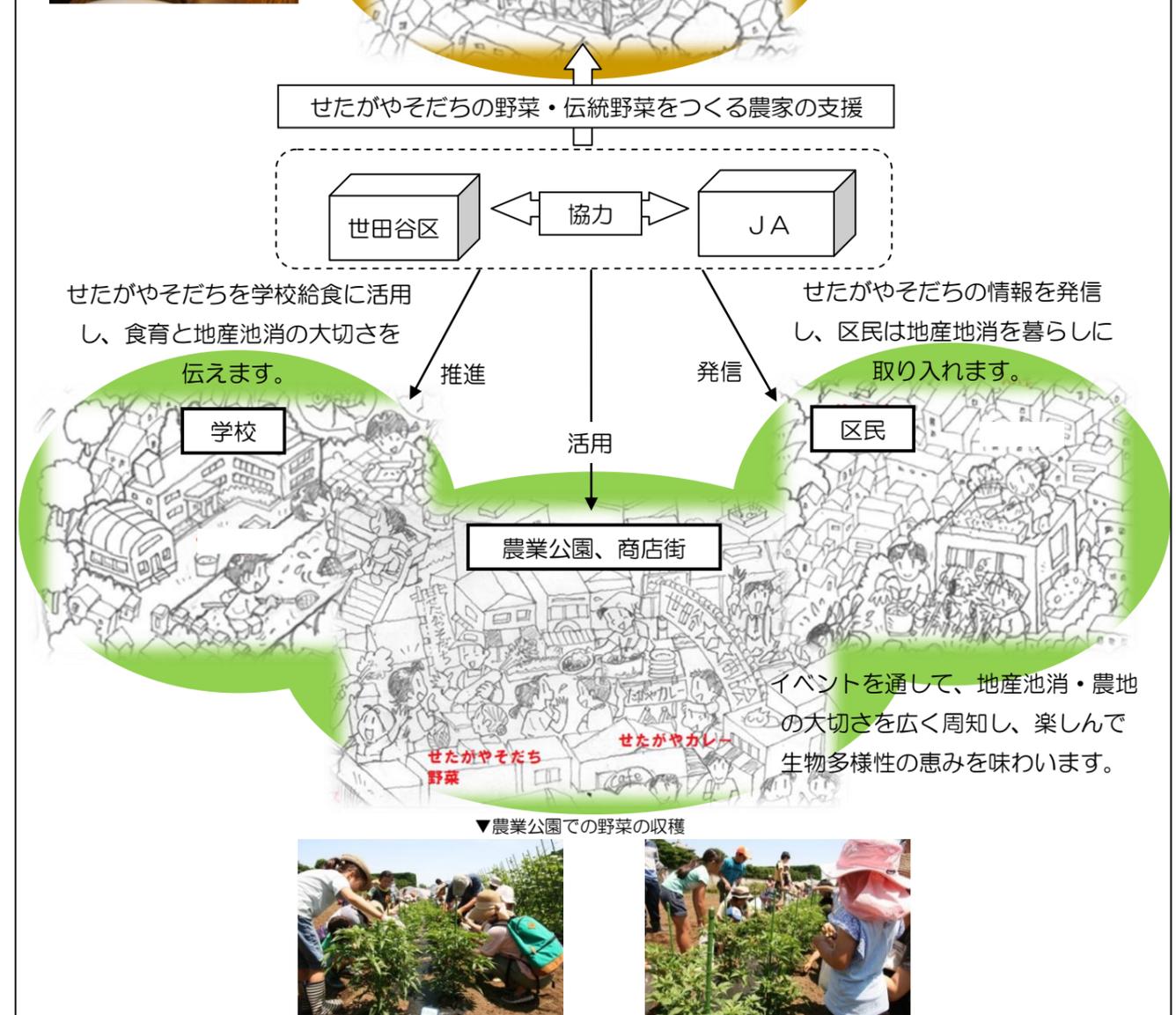
【せたがやカレーイベント】

関係所管
みどり政策課
公園緑地課
都市農業課

29年	せたがやカレーイベントの検討（農業公園の活用検討、学校や企業との連携検討）
30年	せたがやカレーイベント試行
31年	
32年	せたがやカレーイベント継続
33年	
34年以降	

《せたがやカレーのプロジェクトイメージ》

農地は、食べ物などの資源を作り出すだけでなく、まちの環境を整え、生きものの生息地となり、さらに人々が食育などを通して地産池消を学べる場にもなっています。そこで、親しみのあるカレーを題材にイベント等を行うことで、農地の大切さを理解できる仕組みをつくります。



リーディングプロジェクト No.4 せたがや生きもの会議プロジェクト

《目的》

区内には既に生物多様性に配慮した場やボランティア活動の先進事例があり、それらは世田谷の財産であり、世田谷らしさと言えます。しかし、個々の活動やノウハウがそれぞれに独立していることもあり、主体同士の連携が十分であるとは言えません。生きものをつなぐを増やすためにも、区は、様々な主体が連携して情報を共有する場を設け、知恵や経験を学ぶ機会を増やします。

《概要》

活動団体同士が意見を交換できる場を設け、また各団体がより活動しやすくなるよう、専門家派遣制度を実施したり、活動する場をつなぐために、各活動場所において生物調査を実施します。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

2-2 公園緑地のネットワークづくり

理解し、楽しみ、伝える

6-1 生物多様性に関わる情報管理、発信の仕組みづくり

協働する

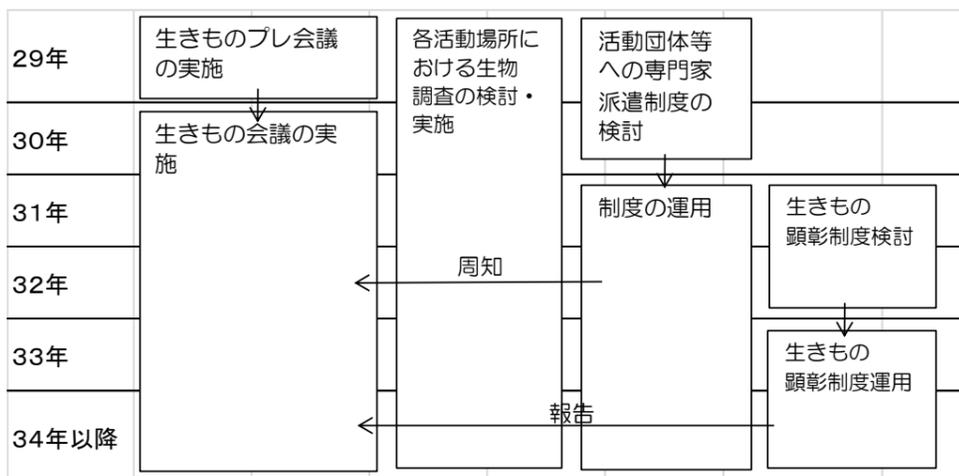
4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

8-2 生物多様性保全の人材育成

《プロジェクトスケジュール》

【せたがや生きもの会議】

関係所管
みどり政策課
公園緑地課
土木計画課
(一財)世田谷トラストまちづくり



世田谷区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力して、公園・緑地・都市林・民有地等で活動を行っている区民団体の活動をつなぎ、個々の活動のノウハウを広げます。

区民団体の活動場所(一部抜粋)



意見・情報交換の場 = せたがや生きもの会議

【世田谷生きもの会議の主な内容】

- ・活動団体同士の意見交換
- ・連携した生物調査の実施
- ・活動情報の発信、共有による参加の拡大

↑ 関連 ↓

- ・専門家の派遣による、より活動しやすい環境へのサポートを実施
- ・生きもの顕彰制度の運用

(3) 取り組み

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 └ 取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全

【取り組み内容 1-1-1】

国分寺崖線を守り育てる活動の推進

◆概要

学校・企業・ボランティアとの連携により崖線の生きものを守り育てる活動の拡大や樹林や湧水の保全を図ります。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
国分寺崖線発見マップの改訂	みどり政策課	国分寺崖線の歴史的資産や自然環境の豊かな場所を訪れながら国分寺崖線の魅力を感じられるように整備した「きしべの路」「おもいはせの路」の経路等の情報や国分寺崖線に生息する生きものを紹介していく。
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板更新	みどり政策課	「きしべの路」「おもいはせの路」の経路に整備している案内板を更新する。
希少生物生息・生育地の保全活動	(一財)世田谷トラストまちづくり	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全する。
国分寺崖線湧水調査	みどり政策課	国分寺崖線の湧水の湧出量や水質等の調査を実施し、湧水の現況や経年変化を把握することで、国分寺崖線の湧水を保全するための基礎資料とする。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画(平成29年～平成33年)

個別取り組み	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
国分寺崖線発見マップの改訂	改訂	配布			
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板更新	調査	実施			
希少生物自生地の保全活動	継続	継続予定			
国分寺崖線湧水調査	継続				

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└ 取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全

【取り組み内容 1-1-2】

国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

◆概要

国分寺崖線周辺の建築緑化の推進や生物多様性に配慮した緑化を行うように誘導します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
植栽ガイドブックの改訂	みどり政策課	生物多様性に配慮した空間を整備する指針となるよう、植栽ガイドブックを改訂する。
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	みどり政策課	世田谷区みどりの基本条例により国分寺崖線保全重点地区内の緑化基準を規定し、緑地の保全・創出を推進していく。
風致地区条例に基づく指導	みどり政策課	都市の風致維持のため、東京都では都市計画法に基づき、「東京都風致地区条例」を定めており、区内では、国分寺崖線を含む多摩川の周辺を風致地区に定め、建築行為等を制限している。また、生物多様性に配慮した緑化についても誘導していく。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
植栽ガイドブックの改訂	実施	配布			
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	継続				
風致地区条例に基づく指導	継続				

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└ 取り組み方針 1-2. 景観の保全

【取り組み内容 1-2-1】

風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

◆概要

景観法に基づく建設行為等の届出制度により、風景づくりの方針・基準に即したより良い計画となるよう指導・誘導します。

地域風景資産の選定・普及等を通じて、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていきます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
建設行為等における風景づくりの誘導	都市デザイン課	建築物や工作物等の建設行為等を行う際に、事業者に対し、事前協議及び景観法に基づく届出制度により、風景づくりの方針・基準に基づいた計画となるよう、指導・誘導を行う。
地域風景資産の選定・普及	都市デザイン課	一人ひとりが大切にしていきたいと考えている風景の中で、多くの人が共感し、風景づくり活動の対象となるものを地域風景資産として区民参加により選定し、広く区民への普及を図る。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
建設行為等における風景づくりの誘導	継続				
地域風景資産の選定・普及	継続				

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└ 取り組み方針 1-3. 河川・水辺の保全

【取り組み内容 1-3-1】

生物多様性に配慮した河川の管理

◆概要

生物多様性に配慮した草刈・清掃に関する方法を検討・実施し、生きものと共生する水辺づくりを行います。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
各河川の生物多様性に配慮した管理	土木計画課、工事第一課、工事第二課	生物多様性に配慮した草刈や清掃など、東京都を含めて、環境に配慮した管理を検討し、実施する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区・(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、東京都・関係自治体

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
各河川の生物多様性に配慮した管理	継続				→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└ 取り組み方針 1-3. 河川・水辺の保全

【取り組み内容 1-3-2】

建設時の地下水・湧水の保全指導

◆概要

地下水の涵養を図るとともに、事業者に対する湧水および地下水の保全指導を行います。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
雨水浸透施設設置助成	土木計画課	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。
建築等の機会を捉えた雨水浸透施設の普及	土木計画課、工事第一課、工事第二課	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、新築行為等に対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。
宙水の普及啓発	みどり政策課	宙水分布想定図を含むパンフレットの配布等で、宙水の保全の普及啓発を行う。
湧水保全重点地区内の助成・指導	みどり政策課	湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区として指定し、雨水浸透施設設置助成を重点的に進めている。また同地区等において温泉掘削をする場合に、区と事前協議をする等の内容の要綱を定め、地下水及び湧水の保全に努めていく。
地下水・湧水調査	みどり政策課	世田谷内で地下水位・池水位・湧水量等を継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。

◆特に役割を担う団体

世田谷区・(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、東京都・関係自治体

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
雨水浸透施設設置助成	継続				→
建築等の機会を捉えた雨水浸透施設の普及	継続				→
宙水の普及啓発	継続				→
湧水保全重点地区内の助成・指導	継続				→
地下水・湧水調査	継続				→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└ 取り組み方針 1-4. 農地の保全

【取り組み内容 1-4-1】

農地保全の取り組みの推進

◆概要

生産緑地地区の指定等により都市農地の保全を図るとともに、農業公園の設置・活用を通して、農地の保全、良好な景観の形成を推進します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生産緑地の追加指定	都市計画課 都市農業課	生産緑地の追加指定により、都市農地の保全を図る。
農業公園の都市計画決定	みどり政策課	農地を活かしたまちづくりの拠点として有効性が高い農地等について、都市計画公園・緑地に指定する。
農業公園の整備・活用	公園緑地課 都市農業課	農地の取得後、区民参加型農園や教育・福祉農園等として農業公園を整備し、活用する。
農の風景育成地区による農の風景の育成・維持	みどり政策課	農を活かしたまちづくりのモデル地区として農の風景の育成・維持を図る。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民、国・東京都

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生産緑地の追加指定	継続				
農業公園の都市計画決定	調整				
農業公園の整備・活用		1 箇所整備			1 箇所整備
農の風景育成地区による農の風景の育成・維持	継続				

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 └ 取り組み方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全

【取り組み内容 1-5-1】
 諸制度を活用したみどりの保全

◆概要

都市計画法、都市緑地法、みどりの基本条例等の諸制度を活用し、民有地のみどりを保全します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
市民緑地制度による民有地の保全	みどり政策課、 (一財)世田谷トラ ストまちづくり	市民緑地制度では、公開の条件を300㎡以上とし、所有者と無償賃借契約を結び、地域に公開。現在14箇所(28年3月末現在)を保全する。
市民緑地の活用推進	(一財)世田谷トラ ストまちづくり	市民緑地4か所でボランティアによる保全活動を実施するとともに、各所にて利活用イベントを実施する。
特別緑地保全地区、特別保護区、保存樹木・樹林地の活用推進	みどり政策課	法や条例に基づく制度で貴重な民有地のみどりを保全していく。指定箇所の増加と質の向上、イベントや一般開放等による幅広い活用に努める。
小さな森等の活用推進	(一財)世田谷トラ ストまちづくり	50㎡以上のお庭等で、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体

◆計画(平成29年～平成33年)

個別取り組み	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
市民緑地制度による民有地の保全	継続				
市民緑地の活用推進	継続				
特別緑地保全地区、特別保護区、保存樹木・樹林地の活用推進	継続				
小さな森等の活用推進	継続				

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 └ 取り組み方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全

【取り組み内容 1-5-2】
生きものを守り増やすための基金等による緑地の確保

◆概要

みどりのトラスト基金への寄付等の周知により、生きものが生息・生育する場としての公園緑地の確保を進めます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
公園緑地確保のための基金周知	みどり政策課	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄付を、ホームページやイベント等で周知を図る。
公園用地の寄附	みどり政策課	区民からの寄附による土地を公園緑地として活用し、整備を進めていく。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
公園緑地確保のための基金周知	継続				
公園用地の寄附	制度 PR				

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する
 └─ 取り組み方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり

【取り組み内容 2-1-1】

河川・湧水等の水辺と周辺のみどりを活かした
 ビオトープづくり

◆概要

子どもが水辺に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や地域に親しまれる水辺を再生します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
公共施設等におけるビオトープづくり	施設営繕第一課、施設営繕第二課、公園緑地課、各施設関係所管課	生物多様性緑化のガイドライン（植栽ガイドブック改訂版）を参考に、公共施設等において生物多様性に配慮したビオトープづくりを進める。
水辺の再生計画の推進	みどり政策課、公園緑地課、工事第二課	区民とともに、水辺のネットワークの充実を図りながら、多様な生きものの生息場所を保全・創出していく。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、国・東京都

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
公共施設等におけるビオトープづくり	継続				
水辺の再生計画の推進	継続				

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する
 └─ 取り組み方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり

【取り組み内容 2-1-2】
多自然型川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

◆概要

水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
河川の自然環境の再生	土木計画課、みどり政策課	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、国・東京都

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
河川の自然環境の再生	継続				

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する
 取り組み方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり

【取り組み内容 2-2-1】

生物多様性に配慮した公園緑地の整備

◆概要

生きものの生息環境の中核となる公園緑地において、在来種を活用した植栽を行い、公園緑地のネットワークの形成を計画的に進めます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生物多様性に配慮した公園設計指針の作成	公園緑地課	公園が生物多様性の中核となるよう、生物多様性に配慮した設計指針を作成する。
エコロジカルネットワークを形成する拠点を整備	公園緑地課	国分寺崖線の緑地等生物多様性の観点からネットワークする拠点を整備する。
生物多様性に配慮した身近な公園緑地の整備	公園緑地課	公園設計の手引きをもとに、身近な公園や緑地に生物多様性を学べる空間を整備する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生物多様性に配慮した公園設計指針の作成	作成	運用			
エコロジカルネットワークを形成する拠点を整備	整備				
生物多様性に配慮した身近な公園緑地の整備	整備				

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する
 取り組み方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり

【取り組み内容 2-2-2】

生物多様性に配慮した公園緑地の管理

◆概要

生きものの生息・生育環境となる多様な空間を創出するための様々な工夫（在来種の選定、剪定方法の改善、草地の維持・創出、ビオトープ化、落ち葉溜めの造成など）を取り入れ、管理を進めます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生物多様性に配慮した公園管理	公園緑地課、 （一財）世田谷トラ ストまちづくり	在来種を用いた植栽、枯木積みや石積み等のエコスタックを用いた生きものの生息・生育場所への配慮、公園にあるカラスの巣の撤去や外来種防除等を実施する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、（一財）世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生物多様性に配慮した公園管理	実施				

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

【取り組み内容 2-3-1】

生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

◆概要

専用住宅や集合住宅、商店街等の民有地の敷地空間を活用し、様々な事業とも連携して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
園芸講習会	(一財)世田谷トラストまちづくり	生きものを呼び込むガーデニング講座等の講習会を開催する。
宅地の生物多様性に配慮した緑化推進	街づくり課、みどり政策課	みどりの基本条例・都市緑地法に基づき一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、緑化の義務を定めている。それに加え、生物多様性に配慮した緑化を誘導していく。
環境基本条例に基づく環境配慮制度	環境計画課	環境計画書を評価する仕組みの中で生物多様性に配慮した計画となるよう評価基準を定め、計画の実現を要請していく。
みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫	みどり政策課	植え付けする植物について、生きものを呼び込むことのできる種類を選ぶ等、生物多様性に配慮した工夫を取り入れる。
3軒からはじまるガーデニング支援制度	(一財)世田谷トラストまちづくり	3軒以上のグループと協定を結び、2年間、緑化資材助成やガーデニングアドバイザーの派遣を行うほか、区の緑化助成制度の橋渡しを実施する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
園芸講習会	継続				
宅地の生物多様性に配慮した緑化推進		実施	継続		
環境基本条例に基づく環境配慮制度	継続				
みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫	検討	実施			
3軒からはじまるガーデニング支援制度	継続				

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

【取り組み内容 2-3-2】

生物多様性に配慮した建築計画にともなう緑化の推進

◆概要

在来種を用いた緑化や多様な種類を使用した緑化を推進します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
建築事業者等に対する普及啓発	みどり政策課、街づくり課	建築担当職員に対する研修や、建築事業者に対して積極的に情報提供を行い協力依頼する等、普及啓発を行う。
植栽ガイドブックの改訂 【再掲 取り組み 1-1-2】	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化となるよう植栽ガイドブックを改訂する。
シンボルツリー・生垣、花壇造成、屋上緑化・壁面緑化の助成制度の推進	みどり政策課	既存制度を拡充し、生物多様性に配慮した植栽を優遇する助成制度を検討する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
建築事業者に対する普及啓発	検討	実施			
植栽ガイドブックの改訂 【再掲】	実施	配布			
シンボルツリー・生垣、花壇造成、屋上緑化・壁面緑化の助成制度の推進	検討	実施			

目標 2. 多様な生きものが生息・生育に配慮し場を創出し、生態的なネットワークを形成する

取り組み方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

【取り組み内容 2-3-3】

生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

◆概要

公共・公益施設の敷地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
緑のカーテンづくり	みどり政策課	地域性を配慮した緑化を推進する。
公共・公益施設の建築計画における緑化の推進	施設営繕第一課、施設営繕第二課、各施設関係所管課	公共・公益施設の建築計画において、生物多様性緑化のガイドライン（植栽ガイドブック改訂版）を参考に、生物多様性に配慮した緑化を進める。
駐車場の緑化の推進	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化を推進する。
外環道上部の緑化推進（東名ジャンクション（仮称））	砧・街づくり課	東京外かく環状道路の東名ジャンクション（仮称）上部空間利用において、砧の原風景を継承する計画にするとともに、地域の生物多様性保全に配慮した植栽にする。
道路緑化の推進	土木計画課、工事第一課、工事第二課	地域性を配慮した道路緑化を推進する。
小田急線上部利用における緑化の推進	みどり政策課、北沢・街づくり課	小田急線の上部利用における通路、緑地・小広場、立体緑地等の施設と小田急電鉄が整備する施設、下北沢など駅周辺のみどりとのつながりを意識し、景観に多様性をもたらす植栽を配置する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、（一財）世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
緑のカーテンづくり	継続				
公共・公益施設の建築計画における緑化の推進	継続				
駐車場の緑化の推進	継続				
外環道上部の緑化推進（東名ジャンクション（仮称））	検討（外環事業完了後の実施）				実施（予定）
道路緑化の推進	継続				
小田急線上部利用における緑化の推進	継続				

目標 3. 外来種や野生生物の適正管理及び共生に向けた普及啓発に努める

└ 取り組み方針 3-1. 外来種や野生生物への対応

【取り組み内容 3-1-1】

区の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

◆概要

外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や侵略的外来種の区内への侵入や区外への拡散防止の対策を行います。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
関係行政機関、学校、団体と連携した防除活動	みどり政策課	特定外来種等の防除活動について連携し、必要に応じて支援する。
普及啓発事業の実施	みどり政策課	外来種についての知識の周知や、特定外来種等の防除活動への参加を呼びかける。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
関係行政機関、学校、団体と連携した防除活動	検討		実施		
普及啓発事業の実施	検討		実施		

目標 3. 外来種や野生生物の適正管理及び共生に向けた普及啓発に努める

└ 取り組み方針 3-1. 外来種や野生生物への対応

【取り組み内容 3-1-2】

野生生物の適正管理、普及啓発の推進

◆概要

野生生物とうまく共生する方法について普及啓発を進めるが、生活被害が深刻な場合には防除活動を行う。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	環境保全課、公園緑地課	繁殖期のカラスの威嚇や攻撃から区民の安全を確保するため、巣の撤去等を行う。
ハクビシン等の防除	環境保全課	ハクビシン・アライグマが建物の天井裏等に棲みつき、糞尿等の被害が生じている場合、区民の生活環境の保全を図るため、箱わなを設置し、防除する。
ハチの巣の除去	世田谷保健所	区民生活に危害を及ぼす恐れのあるハチの巣について、除去を行う。
ハチとの共生の普及啓発	世田谷保健所	ハチの生態や習性に関する正しい知識を習得し、共生していくために、区民向けの普及啓発講習会を開催する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	継続				
ハクビシン等の防除	継続				
ハチの巣の除去	継続				
ハチとの共生の普及啓発	継続				

目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携する
 取り組み方針 4-1. 国や関係自治体との連携

【取り組み内容 4-1-1】

国・東京都・関係自治体との連携

◆概要

国・東京都・関係自治体と情報を共有する等、区外の自治体と連携します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生きもの情報の共有	みどり政策課	各機関と生きもの情報を共有し、希少生物等の生息場所を把握する。 また、将来的には、生きものの生息場所をつなげる情報源として活用する。
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施	みどり政策課	国・東京都・関係自治体と連携して、生物多様性に関するイベントを、河川や公園緑地等で実施する。
川場村との連携	区民健康村・ふるさと交流課	相互協力協定を結んでいる群馬県川場村と、里山塾や農業塾といった「健康村里山自然学校」の取り組みを通して、交流事業を進める。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、国・東京都・関係自治体

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生きもの情報の共有	実施				
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施	検討		実施		
川場村との連携	継続				

目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携する
取り組み方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり

【取り組み内容 4-2-1】

区民や団体との連携

◆概要

様々な主体の協働体制を構築するため、情報交換をする場を設けます。また、専門的な知識が必要な場合は、専門家派遣等の支援を行います。また、公共用地の生物多様性の維持管理に当たっては区民や活動団体の参画に努めます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
活動団体との意見交換会の開催	みどり政策課、公園緑地課、土木計画課	区及び河川の環境団体（野川の多自然型川づくりを考える連絡会）と意見交換会を開催する。また、区内の活動団体同士の意見交換の場を、新たに設ける。
専門家の派遣等の支援	みどり政策課	団体や区民が活動する場で、専門的な知識を要する場合に、その知識に精通した専門家（学校の教授、有識者等）をその活動の場に派遣する。
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	みどり政策課、公園緑地課、（一財）世田谷トラストまちづくり	企業や学校と連携して、生物多様性に配慮した公園緑地・公共用地・民有地等を、環境学習の場やその他活用場所として活用します。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、（一財）世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
活動団体との意見交換会の開催	継続				
専門家の派遣等の支援	検討		実施		
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	継続				

目標 4. 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携する
 取り組み方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり

【取り組み内容 4-2-2】
生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

◆概要

生物多様性に関する取り組みが、社会全体で一般的なものとして受け入れられるよう、企業やNPO・地域の活動を支援し、優れた活動を顕彰します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生きもの顕彰制度の設立	みどり政策課	活動団体等の生物多様性に関する取り組みのうち、地域への生物多様性の貢献が高いものや模範的なものについて、顕彰する制度を設立する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生きもの顕彰制度の設立			検討	→	実施

目標 5. 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

└ 取り組み方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化

【取り組み内容 5-1-1】

トラスト運動への参加の拡大

◆概要

セミナーの開催や情報発信拠点を活用して、区民に生物多様性の意義や重要性を伝える場を提供し、トラスト運動への参加を促します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
トラスト運動支援者数の拡大	(一財)世田谷トラストまちづくり	賛助会員やボランティア等と連携・協力し、自然環境や歴史的・文化的環境の保全を進める。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

◆計画 (平成 29 年～平成 33 年)

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
トラスト運動支援者数の拡大	継続				→

目標 6. 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える
 └ 取り組み方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

【取り組み内容 6-1-1】

生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

◆概要

生きものの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。さらに、生きもの調査や保存すべき生物群集の特定などを、区民参加で進めていきます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生物調査の実施	みどり政策課	世田谷に生息する生きものを把握するために、選定した場所において調査を実施する。また、区民参加の生きものしらべを実施する。
河川調査（水生生物）の実施	環境保全課	河川に生息する水生生物を把握するために、魚類、底生動物等の調査を実施する。
生物情報検索システムの運用	（一財）世田谷トラストまちづくり	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」を運用する。
ホームページ等多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信	みどり政策課、 （一財）世田谷トラストまちづくり	区で実施した調査結果を、上記「生物情報検索システム」等を利用して、区民等が見られるよう、情報の共有化を実施する。
世田谷名木百選マップの配布	みどり政策課	世田谷の長い歴史と文化の中に生き続け、地域の方々に様々な関わりかたを通じて親しまれ、育まれてきた樹木を選定した『名木百選』を紹介していく。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、（一財）世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生物調査の実施	継続				
河川調査（水生生物）	継続				
生物情報検索システムの運用	継続	※未定			
ホームページ等多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信	継続				
世田谷名木百選マップの配布	継続				

目標 7. 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

└ 取り組み方針 7-1. 生物多様性の普及啓発

【取り組み内容 7-1-1】

生物多様性を伝える場づくり

◆概要

セミナーの開催や、出前講座、情報発信拠点を活用して区民に生物多様性を伝える場を提供します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
生物多様性に関する出前講座等の開催	みどり政策課、消費生活課	生物多様性の大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座やセミナー、イベントを開催する。
ビジターセンターの運営	(一財)世田谷トラストまちづくり	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境および、まちづくり等、財団トラストまちづくり課事業に関する情報発信と、ボランティアの活動拠点を運営する。
特別保護区の一一般開放	(一財)世田谷トラストまちづくり	受託事業の特別保護区の維持管理・一般開放業務にて、経堂五丁目特別保護区では、財団自主事業で養成したボランティアが、年 10 回ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画 (平成 29 年～平成 33 年)

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
生物多様性に関する出前講座等の開催	実施	継続			
ビジターセンターの運営	継続				
特別保護区の一一般開放	継続予定				

目標 7. 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

└ 取り組み方針 7-1. 生物多様性の普及啓発

【取り組み内容 7-1-2】

生物多様性の理解を促すための普及啓発

◆概要

生物多様性に関する区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料等を作成します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
地域戦略のガイドブックの作成	みどり政策課	地域戦略や生物多様性を周知するためのわかりやすいガイドブックを作成する。
世田谷の生きものを紹介する資料の作成	みどり政策課	区内の生きものに関する冊子等を作成する。
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	(一財)世田谷トラストまちづくり	トラスト通信の発行、ホームページの運営、メールマガジン等の発行、トラストまちづくり情報誌を発行する。
生物多様性保全の啓発グッズ等の販売	(一財)世田谷トラストまちづくり	啓発用図書を販売する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画 (平成 29 年～平成 33 年)

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
地域戦略のガイドブックの作成	実施	配布			
世田谷の生きものを紹介する資料の作成				検討	
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	継続				
生物多様性保全の啓発グッズ等の販売	継続				

目標 8. 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える
 └ 取り組み方針 8-1. 生物多様性に関わる体験学習の場づくり

【取り組み内容 8-1-1】
学校や地域と連携した生物多様性に関する体験学習機会の拡充

◆概要

学校や地域と連携して、みどりとみずの学習機会を拡充します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
フィールドミュージアムの整備	みどり政策課	地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる地図の作成や、案内板の整備を進める。
ビジターセンターの運営 【再掲 取り組み 7-1-1】	(一財)世田谷トラ ストまちづくり	区内の自然環境や歴史的・文化的環境および、まちづくり等、財団トラストまちづくり課事業に関する情報発信と、ボランティアの活動拠点を継続する。
ふれあい農園、体験農園、 区民農園の推進	都市農業課	農地を身近に感じ、農業を知ってもらえるよう、ふれあい農園や体験農園、区民農園の運営を続ける。
土と農の交流園講座の実施	市民活動・生涯現役 推進課	講義と実習により野菜や花づくり等に関する基礎を学習できる講座を開催する。
体験・学習機会の充実	みどり政策課、(一 財)世田谷トラストま ちづくり、児童課、教 育指導課	自然観察会、体験教室、野鳥観察会、愛鳥モデル校、野川せせらぎ教室、ガイドウォーク、水辺の楽校、外遊び事業等を開催する。
特別保護区の一般開放 【再掲 取り組み 7-1-1】	(一財)世田谷トラ ストまちづくり	受託事業の特別保護区の維持管理・一般開放業務にて、財団自主事業で養成したボランティアが、一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。
せたがやエコチャレンジ	教育指導課	小中学校、区民団体等のエコ活動を区のホームページや印刷物等で周知する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画 (平成 29 年～平成 33 年)

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
フィールドミュージアムの整備	実施	継続			
ビジターセンターの運営 (再掲)	継続				
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進	継続				
土と農の交流園講座の実施	継続				
体験・学習機会の充実	継続				
特別保護区の一般開放 (再掲)	継続				
せたがやエコチャレンジ	継続				

目標 8. 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える
 取り組み方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成

【取り組み内容 8-2-1】
生物多様性保全に関わる人材の育成

◆概要

生きものの保全活動を支える人材を育て、その輪を広げていきます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	みどり政策課、公園緑地課	花壇ボランティアや公園ボランティア等に向けた、生物多様性保全の先進事例場所の見学会、専門家の派遣等を実施する。
世田谷トラストまちづくり大学の開催	(一財)世田谷トラストまちづくり	①緑地保全、②園芸、③地域共生・歴史的環境保全の3コースに分け、毎年1つのテーマで人材養成講座を実施する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	継続				→
世田谷トラストまちづくり大学の開催	継続	継続予定			→

目標 9. 生物多様性と共にある世田谷の伝統文化を継承する

└ 取り組み方針 9-1. 世田谷らしい農の継承

【取り組み内容 9-1-1】

地産地消の促進と伝統野菜の継承

◆概要

「せたがやそだち」の消費拡大による「地産地消」の推進と、伝統野菜を継承します。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
せたがやそだちの消費の拡大	都市農業課	農家の個人直売所やJAの共同直売所等で販売する、都市農業の利点を活かした地産地消を推進する。
伝統野菜等の継承事業	都市農業課	大蔵大根等の栽培や消費を通じて、せたがやそだちの地場野菜の良さを見直し、継承を図る。
農業農地が有する多面的機能の情報発信	都市農業課	農業振興と農地保全をPRするイベントを開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。

◆特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
せたがやそだちの区内流通の拡大	継続				
伝統野菜等の継承事業	継続				
農業農地が有する多面的機能の情報発信	継続				

目標 9. 生物多様性と共にある世田谷の伝統文化を継承する

取り組み方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用

【取り組み内容 9-2-1】

伝統的な自然との関わり方の継承

◆概要

世田谷の地域に根ざし、受け継がれてきた地域の歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統的な文化について、文化財等とそれを取り巻く環境を一体的に保存・活用する取り組みを通じ、次世代に郷土の歴史・文化を継承していく取り組みを進めます。

◆個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	内容
伝統行事や活動の継承	各総合支所地域振興課	せたがやホテル祭りやサギ草市、梅まつり、サギ草講習会等の地域に根ざした行事や活動を継続する。
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	生涯学習・地域・学校連携課	世田谷の歴史や文化を伝える文化財の保存・活用を進め、広く区民の方に、学習・体験の場や機会を設ける。 また、地域の文化財の保護の活動を支援し、地域の伝統的な文化を継承していく。
郷土資料館の運営	生涯学習・地域・学校連携課	郷土資料館では、歴史資料の収集、調査研究、保存、展示・公開を行い、区民が世田谷の歴史・文化を学習する機会を提供する。
民家園の運営	生涯学習・地域・学校連携課	次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園では、世田谷の古民家を保存・公開するとともに、かつての世田谷の農村の生活文化を伝える取り組みを行う。

◆計画（平成 29 年～平成 33 年）

個別取り組み	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
伝統行事や活動の継承	継続				→
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	継続				→
郷土資料館の運営	継続				→
民家園の運営	継続				→